

使用料・手数料の設定に関する指針

1 使用料・手数料設定における基本的な考え方

- ◎受益と負担の公平性の確保 ⇒ 適正な受益者負担
- ◎利用者にも未利用者にも理解の得られる料金設定 ⇒ 市民への説明責任
- ◎継続的な経営改善（コスト削減）努力 ⇒ 定期的な見直し

2 使用料・手数料設定の基本方針

使用料・手数料の設定は、次の項目に基づいて行います。

- (1) 料金（利用者負担額）総額の積算根拠の明確化
- (2) コスト総額の算定方法の明確化
- (3) 公費負担と受益者負担の負担割合の明確化
- (4) 料金算定の際の留意事項
- (5) 減免（減額又は免除）基準の整理、統一化
- (6) 定期的な料金の見直し
- (7) 急激な負担増に対する激変緩和措置

【本指針の対象外となるもの】

次のものは、本指針の対象から除くものとします。

- ・法令等の規定により、料金または算定方法が定められているもの
- ・県内や管内等で統一料金などの申し合わせがされているもの
- ・原価算定方式によるコストが適さないもの
- ・その他別に定めるもの

※ 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料、県の条例等に準拠しているもの等、県内で統一的な額があるものについては、本指針の対象外としますが、政令等の見直しに備え、コストの把握に努めることとします。

3 使用料・手数料の設定手順

(1) 料金（利用者負担額）総額の積算根拠の明確化

サービスを利用し、利益を受ける特定の方に応分の負担をいただくためには、料金算定の積算根拠を明確化する必要があります。そこで、コスト総額のあり方や負担割合等の考え方を整理し、適正な利用者負担額としての必要な料金総額を設定します。

$$\text{料金（利用者負担額）総額} = \text{コスト総額} \times \text{サービス類型による負担率}$$

(2) コスト総額の算定方法の明確化

【設定基準】

$$\text{ア 使用料コスト総額} = \text{管理運営費} + \text{所要人件費} + \text{減価償却費(建設コスト)}$$

◎減価償却費の取扱い

	考 え 方	施 設 例
減価償却費を含めない施設	・市に設置義務があるもの ・全地域に政策的に設置することを決定しているもの	地域交流センター、高齢者生きがいセンター、児童クラブ、学校開放施設、斎場（火葬施設）など
減価償却費を含める施設	上記以外	野球場、体育館、プール、運動広場、市民会館、YCAM、道の駅、老人憩いの家、上下水道事業、農業集落排水事業など

※ 減価償却費…使用などにより毎年減少していく固定資産の価値を金額で示したものです。減価償却費などの資本に関連する経費については、行政負担とする考え方もありますが、世代間負担の公平性を図る観点から、施設の目的・用途等に応じて使用料コスト総額に算入します。

$$\text{イ 手数料コスト総額} = \text{事務事業費} + \text{所要人件費}$$

(3) 公費負担と受益者負担の負担割合の明確化

【負担率の考え方】

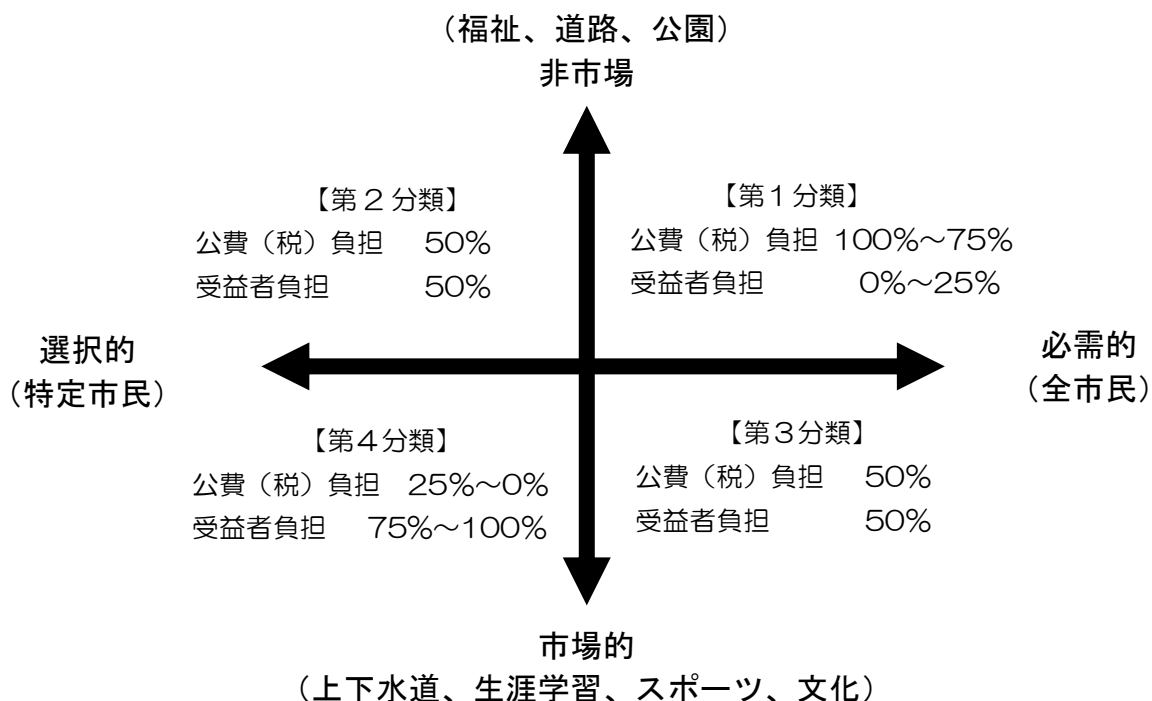
①使用料の負担率について

行政サービスの内容等を考慮し、サービスの目的や機能について、公共性の高さや日常生活上の必要性、民間等においても提供されているものであるかどうかなど、サービスの性質による区分（A）と、サービスの利用者が全市民なのか、特定の市民なのかなど、サービスを利用する市民の対象による区分（B）によって負担率を決定します。

A 非市場的サービス（公共性や必要性が高いもの、民間で提供されにくいもの）
市場的サービス（公営企業・民間で提供されているもの）

B 必需的サービス（全市民が利用とするもの）
選択的サービス（特定の市民が利用するもの、人により必要性が異なるもの）

《負担率のイメージ図》



※ 照明施設の電気代や貸館の冷暖房代等については、上記負担率のイメージ図に関わらず、実費相当額を負担するものとします。

《サービス類型による負担率の基準》

分 類	区 分	内 容	対象施設例	負担率
第1分類	全面的に公費で負担するもの	全市民を対象とした福祉的なサービスで必需的なもの	道路、公園（庭球場等の施設を除く）	0%
	大部分を公費で負担するもの	全市民を対象とした福祉的なサービスのうち、やや必要性に欠けるもの	斎場（待合室等）	25%
第2分類	公費と受益者で負担するもの	特定の市民を対象とした福祉的なサービス	児童クラブ	50%
第3分類	公費と受益者で負担するもの	・全市民が必要に応じて利用でき、多様な交流活動等に寄与するサービス ・民間等と競合性のあるサービス	地域交流センター、斎場（葬祭場、通夜室、霊安室）YCAM、市民会館、リサイクルプラザ、中原中也記念館、歴史民俗資料館、リフレッシュパーク、南総合センター	50%
第4分類	大部分を受益者で負担するもの	・特定の市民を対象としたサービス ・民間等と競合するサービス	市営住宅、高齢者生きがいセンター、児童館、小郡屋内プール	75%
	全面的に受益者で負担するもの	特定の市民を対象としたサービスで、公営企業的なもの	市営墓地 市営駐車場 営利目的によるもの	100%

（注）負担率の適用に当たっては、所管課において総合的に判断し、決定する。

②手数料の負担率について

手数料は、特定の人に提供する行政サービスに対して、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであるから、受益者負担率を原則100%とします。

(4) 料金算定の際の留意事項

①使用料

- 料金の算定方法

1 回の使用に係る料金を料金総額から算定します。

貸館等は、料金総額が施設利用 100%であった場合として算出します。

入場料等は、料金総額が目標入場者数であった場合として算出します。

学校開放施設などの単位当たりのコスト総額がわかるものは、その総額から算出します。

- 他施設との整合性への配慮

施設の機能や性格等によっては、他の同様施設等と競合するものもあることから、料金設定に当たっては、市内の同様施設（県施設）との整合性に配慮することとします。

また、大規模な施設で、県内・国内の同様施設と競合するものにあっては、該当施設の料金も参考にした上で料金を設定します。

- 市民以外の利用者の取扱い

交流人口増加の観点から、一部の施設を除き、すべての利用者に対して原則同じ料金設定とします。

- 指定管理者制度を導入している施設の取扱い

指定管理者制度を導入している施設のコスト総額は、指定管理者のインセンティブも考慮した上で、指定管理料や減価償却費、直営で改修又は修繕する経費などをもとに適正な費用を算出します。

なお、使用料の変更にあたっては、事前に指定管理者と協議することとします。

②手数料

- 料金の算定方法

これまでの実績に基づき、1 件当たりの料金総額から料金を算定します。

(5) 減免（減額又は免除）基準の整理、統一化

受益者負担の原則を徹底するため、減免制度については、本来の目的や必要性に即し、できるだけ限定します。

免除の条件は市主催のものに限るとともに、減額の場合の上限については、受益者負担分と公費負担分を等分とすることが限度であると考え、原則として最高5割までとします。

なお、市から補助金等を交付している事業については、事業に対する市の支援内容を明らかにする観点から、減免は行わないこととします。

(6) 定期的な料金の見直し

適正な受益者負担を確保するため、原則として、4年ごとに見直しを行うこととします。

なお、利用時間の延長などサービスの内容を変更する場合には、必ずその都度見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。

また、コストの削減が使用料等の減額（サービスの向上）につながることから、コスト計算は毎年行うこととします。

(7) 急激な負担増に対する激変緩和措置

今回の見直しにより算出した使用料及び手数料の基準額（目安）が、現行の料金を大幅に上回る場合は、そのまま改定を行うと受益者に急激な負担増が生じることから、今後3回の見直しで適正な使用料にするなど、必要に応じた激変緩和措置を設けます。

4 設定基準の適用時期等

この基準は、平成23年度から適用します。

ただし、料金改正にあたっては、条例の一部改正も必要であることに加え、市民への周知期間等も必要になってくるため、適正な時期に行うこととします。

また、合併による一元化調整において、未だ料金が統一されていないものについては、使用料等の見直しにあわせて、早急に統一化を図ることとします。